

市職員向け簡易救命講習業務プロポーザル 選定委員会（第1回）
議事要旨

1 議題

- (1) 市職員向け簡易救命講習業務プロポーザル実施要領（案）について
- (2) 市職員向け簡易救命講習業務仕様書について

2 開催方法

議題（1）（2）について、書面による意見聴取及び承認確認

3 日程

- (1) 6月7日（水）～6月12日（月）12時00分
選定委員及び学識経験者から別紙回答様式にて意見聴取並びに協議を行いました。
- (2) 6月13日（火）14時00分～15時00分
意見聴取、協議の結果を反映した議題（1）および（2）について、承認の確認を行いました

4 参加者

(1) 選定委員

消防本部 次長
消防本部 総括参事
総務部危機管理室 室長
総務部危機管理室 参事
総務部人事室 主幹

(2) 学識経験者等

大阪大学 安全衛生管理部 統括副部長
済生会千里病院 千里救命救急センター副部長

(3) 事務局

消防本部 警防救急室 参事
消防本部 警防救急室 主幹

5 議事内容

事務局より「市職員向け簡易救命講習業務プロポーザル実施要領（案）」及び「市職員向け簡易救命講習業務仕様書」を選定委員及び学識経験者に提示し、書面にて意見聴取、検討を行いました。

6 議事結果

選定委員、学識経験者よりいただいた意見を反映した「市職員向け簡易救命講習業務プロポーザル実施要領」及び「市職員向け簡易救命講習業務仕様書」について承認されました。

7 意見及び検討内容

「市職員向け簡易救命講習業務プロポーザル実施要領（案）」について

項目	意見内容	検討結果
(3) 審査項目・審査基準・配点 事業方針等	いかにプラン・コンテンツを持っていても経験がなければいい講習はできませんので、派遣業務実績は10点が相応しいと思います	ご意見を反映し、配点を10点としました。
(3) 審査項目・審査基準・配点 意欲・理解力	吹田市の意向に沿っているかというジャッジが必要かと思います。 (意欲・理解力の項目は)「その他」でしょうか? 「事業者に関する項目」の方が適切かなと思いました。	その他から事業者に関する項目へ移動し、審査基準の内容を整理しました。
(3) 審査項目・審査基準・配点 派遣職員の基準	マネジメント体制より、ここにもう少しくオリティを求めるべきか と思います。 項目を増やして、第7を満たしているかをジャッジするためにあと5点増やす案はいかがでしょうか	第7の要件が7項目あるため、ご指摘のとおり5点では少ないと思いますので、マネジメント体制の5点削減し、事業者に関する項目に5点追加しました。 項目を増やす案については、第7の要件の中の4項と5項の部分が、簡易救命講習の指導力の審査基準に記載されており、重複すると思いますので、項目は増やさない方向性で行きたい と思います。

<p>(3) 審査項目・審査基準・配点 マネジメント体制 トラブル対応方法</p>	<p>何を想定していますか？職員研修なので、この項目は不要かと思えます。</p>	<p>実技を伴う講習のため、受講者に対して不謹慎な行為などがあった場合の対応を想定し、項目に入れております。</p>
<p>(3) 審査項目・審査基準・配点 見積価格</p>	<p>評価項目「見積価格」について、審査基準の内容が「予定価格」と「積算内容」の二つを同時に問う形になっています。 項目を分けてそれぞれに評価できるようにするべきであると思いますが、実施要領（案）では、予定価格超過のプロポーザルについては1位を認めないことのみとなっていますので、予定価格については、○か×かのチェックの方がいいのではないかと思います。</p>	<p>ご意見を反映し、見積価格の項目を二つの項目（見積額、積算内容）に分けました。</p>
<p>(3) 審査項目・審査基準・配点 意欲・理解力</p>	<p>「吹田市における消防・救急行政について理解し、提案内容に吹田に特化した内容が盛り込まれているか」※この項目は結構重要だと考えるので、配点を検討されてはどうか。</p>	<p>意見を反映し、追記しました。 意欲・理解力を5→10に変更。それに伴い簡易救命講習の指導力を30→25に変更しました</p>

「市職員向け簡易救命講習業務仕様書」について

項目	意見内容	検討結果
第6 業務内容 2 派遣職員の行う業務 (1) 応急手当の重要性の説明	予防の重要性も指導内容に含めた方が良いと思う。	ご意見を反映し、追記しました。
第6 業務内容 3 未受講性に対するフォローアップ業務	未受講者だけでなく、受講した人も必要に応じて復習できるように契約しておくのがいいのではないのでしょうか。	ご意見を反映し、受講者も必要に応じて復習が出来るように記載変更しました。
第6 業務内容 3 未受講性に対するフォローアップ業務	WEBコンテンツの著作権の帰属を明記することが必要ではないのでしょうか。 おそらく著作権は業者になると思いますが、吹田市職員に関しては無償で視聴できることを明記すべきだと思います。	ご意見を反映し、(3) 著作権に関する項目を追記しました。
第6 業務内容 3 未受講性に対するフォローアップ業務	著作権は業者に渡した上で、吹田市職員に関しては年限を決めてフリーにアクセスできる契約が有効ではないかと思います。(永遠に無料というのも業者は嫌うと思います)	ご意見を反映し、履行期間終了後の期間について、追記しました。
第6 業務内容 1 事業者の行う業務	WEBコンテンツ等の著作権に関する記述の修正がなされた案について、実施要領(案)の評価項目との整合性をとるために、仕様書内で、業務内容に「受講者からの質疑に適切に対応」する旨、記述が必要であると思います。	ご意見を反映し、「第6 業務内容 1 事業者の行う業務(4) 受講者からの質疑に適切に対応」を追記しました。

<p>第5 履行期間等</p>	<p>「講習対象者数」の数の削除、「吹田市全職員 約2800名」を参考数としたほうが良い。</p>	<p>ご意見を反映し、変更しました。</p>
<p>第7 派遣職員（講師）の要件</p>	<p>派遣元事業所独自の講師認定資格に「消防発行の資格に相当する」を追記した方が良い</p>	<p>ご意見を反映し、追記変更しました。</p>
<p>第7 派遣職員（講師）の要件</p>	<p>救命講習会を複数回経験ではなく、「救命講習会の講師業務」を複数回と記載した方が良い</p>	<p>ご意見を反映し、追記変更しました。</p>
<p>第7 派遣職員（講師）の要件</p>	<p>受講者と積極的にコミュニケーションを図れること。に「且つ円滑」を追記した方が良い。</p>	<p>ご意見を反映し、追記変更しました。</p>
<p>第7 派遣職員（講師）の要件</p>	<p>「応急手当の指導に熱意を持っていること。」を「熱意を持って応急手当の指導にあたれること。」とした方が良い。</p>	<p>ご意見を反映し、変更しました。</p>
<p>第7 派遣職員（講師）の要件 7 講師としてふさわしい～</p>	<p>これって何を示していますか？ いわゆる公序良俗に反するかどうかだけなら不要ではないでしょうか。それより、派遣元の指示に従う事を遵守させる方が重要だと考えます。</p>	<p>ご意見を反映し、記載変更しました</p>